

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>1. 社債情報伝達サービスに係る手続の概要</p> <p>一般債振替制度の発行者、管財人等、社債管理者等、社債管理補助者等、社債権者補佐人等及び加入者である社債権者（以下単に「社債権者」という。）は、機構に対し、特定の銘柄の社債（2. に掲げる要件を満たす社債をいう。以下単に「社債」という。）について、必要な情報を社債権者に通知することを申し出ることができる。当該通知の申出を受けた機構は、Target 保振サイト接続により、機構加入者へ当該必要な情報の通知を行い、直接口座管理機関である機構加入者は、直近下位機関及び当該社債を保有（自らの口座の自己口に当該社債が記載又は記録されている状態をいう。以下同じ。）する社債権者に必要な情報を通知する（以下「社債情報伝達サービス」と総称する。）。</p> <p>2. 社債情報伝達サービスの利用の要件</p> <p>（1）取扱対象となる社債</p> <p>社債情報伝達サービスの取扱対象となる社債は、次の a に掲げるもののうち、いずれかに該当し、かつ、b の①及び②の要件を満たすものをいう。</p> <p>a 対象となる社債</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社債等に関する業務規程第8条の2第1号に規定する社債 ② 同規程第8条の2第3号に規定する投資法人債 ③ 同規程第8条の2第4号に規定する相互会社の社債 ④ 同規程第8条の2第5号に規定する特定社債 ⑤ 同規程第8条の2第7号に規定する外債（以下「振替外債」という。） ⑥ その他一般債のうち機構が認めるもの <p>b その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行体コードを有する発行者が発行する社債であること 	<p>※ 社債情報伝達サービスについては、一般債振替制度ではなく、振替法第9条ただし書に定める振替業に関連する業務として取扱う。</p> <p>※ ⑥の機構が認めるものは、同規程第8条の2第6号に規定する特別法人債等とする。</p> <p>※ 発行体コードを有さない発行者が発行す</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>② 元利金の支払方法として、機構関与方式が選択されていること</p> <p>(2) 利用者について</p> <p>機構に対し、必要な情報に係る通知の申出（以下単に「通知の申出」という。）を行うことができる者は次の a から f に掲げる者とする。</p> <p>a 発行者</p> <p>一般債振替制度において、社債を発行する発行者であり、(1) b ①の発行体コードを有する発行者</p> <p>b 管財人等</p> <p>次に掲げる者のうち、機構に対し、3.(1)の社債情報伝達サービスの利用登録を行った者</p> <p>① 民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人</p> <p>② 会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>③ 破産法第74条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>④ 預金保険法第77条第2項又は第3項の規定により選任された金融整理管財人</p> <p>⑤ その他①から④までに掲げる者に類する者と機構が認める者</p> <p>c 社債管理者等</p> <p>次に掲げる者のうち、機構に対し、3.(1)の社債情報伝達サービスの利用登録を行った者</p> <p>① 会社法第702条に規定する社債管理者</p>	<p>る社債（発行体コードを取得する前に発行した社債を含む。）であっても、②の要件を満たす場合には、社債情報伝達サービスの利用を認めることがある。</p> <p>※ 振替外債については、発行者が日本国内に設置した代表者代理人が手続を行うものとする。</p> <p>※ 振替外債については、⑤に該当する者として、発行者の所在国の管財人等が日本国内に設置した代理人（以下「日本国内の代理人」という。）が手続を行うものとする。</p> <p>※ 1つの社債の銘柄に複数の社債管理者等が設置されている場合には、当該社債の銘柄</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>② 投資信託及び投資法人に関する法律第139条の8に規定する投資法人債管理者</p> <p>③ 保険業法第61条の6に規定する社債管理者</p> <p>④ 資産の流動化に関する法律第126条に規定する特定社債管理者</p> <p>⑤ その他①から④までに掲げる者に類する者と機構が認める者</p> <p>d 社債管理補助者等 次に掲げる者のうち、機構に対し、3.(1)の社債情報伝達サービスの利用登録を行った者</p> <p>① 会社法第714条の2に規定する社債管理補助者</p> <p>② 投資信託及び投資法人に関する法律第139条の9の2第1項に規定する投資法人債管理補助者</p> <p>③ 保険業法第61条の7の2に規定する社債管理補助者</p> <p>④ 資産の流動化に関する法律第127条の2第1項に規定する特定社債管理補助者</p> <p>⑤ その他①から④までに掲げる者に類する者と機構が認める者</p> <p>e 社債権者補佐人等 発行要項及び社債権者補佐人業務委託契約に定めるところにより、社債権者のために若しくは個別の社債権者からの委託を受け、当該社債のデフォルト前の発行者からの通知等の受領及び社債権者への通知、社債権者集会の招集・請求のサポート、当該社債のデフォルト後の債権の保全等に関するサポート並びにその他当該社債に係る事務手続を行う者又はこれに類すると機構が認める者であり、3.(1)の社債情報伝達サービスの利用登録を行った者</p> <p>f 社債権者 次に掲げる社債権者</p> <p>① 自らが保有している社債の金額が、当該社債の発行残高（当該社債が特例社債等である場合に</p>	<p>の代表社債管理者等が代表して手続を行うものとする。</p> <p>※ 振替外債については、⑤に該当するものとして、発行要項で定められた債券の管理会社が手続を行うものとする。</p> <p>※ 社債権者補佐人の詳細は日本証券業協会のホームページを参照。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>は、機構が備える振替口座簿における当該社債の合計残高をいい、抹消済みのものを除く。②において同じ。)の10分の1以上である社債権者</p> <p>② 自らが保有している当該社債の金額及び共同で通知の申出を行おうとする他の社債権者が保有している当該社債の金額の合計が、当該社債の発行残高の10分の1以上である社債権者</p> <p>(3) 通知情報の内容について</p> <p>発行者、管財人等、社債管理者等、社債管理補助者等、社債権者補佐人等又は社債権者が社債情報伝達サービスにおいて、必要な情報として、社債権者に通知することができる通知情報は、次に掲げるものとする。なお、当該通知情報は、機構が定める方法により、原則として、機構に対する通知の申出以前に公表している必要がある。</p> <p>a 社債権者集会等に関する事項</p> <p>① 社債権者集会の招集</p> <p>② 説明会の開催等</p> <p>③ 他の社債権者の意向確認</p> <p>b 法的整理等に関する事項</p> <p>① 法的整理等の手続の開始</p>	<p>※ 通知情報の詳細については、「通知情報一覧（別紙7-1）」を参照。</p> <p>※ 機構が定める方法の詳細については4.(1) a 「通知情報の公表」を参照。</p> <p>※ 振替外債の発行者、その所在国の管財人等、社債管理者等又は社債権者補佐人等が通知の申出を行うことができる通知情報は、aの①「社債権者集会の招集」及び②「説明会の開催等」並びにbの法的整理等に関する事項に限る。</p> <p>※ 社債権者が通知の申出を行うことができる通知情報は、aの①「社債権者集会の招集」と③「他の社債権者の意向確認」に限る。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>② 債権者説明会の開催</p> <p>③ 管財人等への連絡先提供依頼</p> <p>④ 債権届出に関する情報</p> <p>⑤ 債権者集会の開催</p> <p>c 発行要項に定める事項</p> <p>① 合併等の組織再編時の社債の取扱い</p> <p>② コベンナツへの抵触</p> <p>③ 期限の利益の喪失</p> <p>d 発行者の債務再編に関する事項</p> <p>① 社債の買入及び取得に関する情報</p> <p>② 私的整理に関する情報</p> <p>3. 社債情報伝達サービスの利用登録手続</p> <p>(1) 社債情報伝達サービスの利用登録手続</p> <p>a 管財人等の利用登録手続</p> <p>管財人等は、社債情報伝達サービスを利用する場合には、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（管財人等用）」を郵送により提出するとともに、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾しなければならない。</p> <p>① 発行者の名称</p> <p>② 発行体コード</p> <p>③ 管財人等の氏名</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（管財人等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-1）をいう。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（管財人等用）」には、押印のうえ、印鑑証明書（裁判所が発行するものに限る。）及び管財人選任証明書を添付する。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>④ ③の管財人等の連絡先に関する事項</p> <p>⑤ 業務担当者の氏名</p> <p>⑥ ⑤の業務担当者の連絡先に関する事項</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>※ 管財人等による利用登録手続は、事件ごとに行う。</p> <p>※ ③について、振替外債の場合には、日本国内の代理人の代表者の氏名を記載する。</p> <p>※ 日本国内の代理人については、「管財人選任証明書」に代えて、当該代理人であることを証する契約書等の写しを添付する。なお、当該代理人が機構の制度利用者でない場合には、代表者の氏名を記載し、押印のうえ、印鑑証明書(弁護士会の発行する印鑑証明書を含む。)を併せて提出する。</p> <p>※ 管財人等が複数名選任されている場合には、代表者1名を届け出るものとする。</p>
<p>b 社債管理者等の利用登録手続</p> <p>社債管理者等は、社債情報伝達サービスを利用する場合には、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書(社債管理者等用)」をTarget保振サイト接続により提出するとともに、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾しなければならない。</p> <p>① 社債管理者等の名称</p> <p>② 統一金融機関コード</p> <p>③ 業務責任者の氏名</p> <p>④ 業務責任者の連絡先に関する事項</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書(社債管理者等用)」は、機構ホームページに掲載の書式(SB_07-2)をいう。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書(社債管理者等用)」は将来において有効となるものであり、通知の申出の都度、提出する必要はない。</p> <p>※ Target保振サイトを利用できない場合</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>⑤ その他必要な事項</p> <p>c 社債管理補助者等の利用登録手続</p> <p>社債管理補助者等は、社債情報伝達サービスを利用する場合には、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債管理補助者等用）」を Target 保振サイト接続により提出するとともに、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾しなければならない。</p> <p>① 社債管理補助者等の名称</p> <p>② 業務責任者の氏名</p> <p>③ 業務責任者の連絡先に関する事項</p> <p>④ その他必要な事項</p> <p>d 社債権者補佐人等の利用登録手続</p> <p>社債権者補佐人等は、社債情報伝達サービスを利用する場合には、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債権者補佐人等用）」を、原則として郵送により提出するとともに、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾しなければならない。</p> <p>① 発行者の名称</p> <p>② 発行体コード</p>	<p>は、「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債管理者等用）」に押印し、印鑑証明書を添付のうえ郵送する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債管理補助者等用）」は、機構ホームページに掲載の書式(SB_07-15)をいう。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債管理補助者等用）」は将来において有効となるものであり、通知の申出の都度、提出する必要はない。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用できない場合は、「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債管理補助者等用）」に押印し、印鑑証明書を添付のうえ郵送する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債権者補佐人等用）」は、機構ホームページに掲載の書式(SB_07-12)をいう。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債権者補佐人等用）」は将来において有効となるものであり、通知の申出の都</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>③ 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>④ ③の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>⑤ 社債権者補佐人等の氏名</p> <p>⑥ ⑤の社債権者補佐人等の連絡先に関する事項</p> <p>⑦ 業務担当者の氏名</p> <p>⑧ 業務担当者の連絡先に関する事項</p> <p>⑨ その他必要な事項</p>	<p>度、提出する必要はない。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書（社債権者補佐人等用）」は、押印のうち、印鑑証明書（弁護士会の発行する印鑑証明書を含む。）及び発行要項の写しを添付する。</p> <p>※ Target 保振サイト接続により提出が可能な社債権者補佐人等は、同サイト接続により提出する。なお、同サイト接続により提出する場合は、押印および印鑑証明書の写しの添付は不要。</p> <p>※ 社債権者補佐人等が複数名選任されている場合は、代表者1名を届け出るものとする。</p>
<p>e 機構における社債情報伝達サービスの利用登録手続</p> <p>機構は、a、b、c 又は d において、「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書」の提出を受けた場合には、記載内容等に不備がないことを確認したうえで、利用登録を行う。</p> <p>なお、機構は、当該利用登録の完了後、社債情報伝達サービスの利用が可能となった旨の連絡を管財人等又は社債権者補佐人等の場合には業務担当者に対して、社債管理者等又は社債管理補助者等の場合には業務責任者に対して、それぞれ行う。</p>	<p>※ 機構は、当該連絡について、「社債情報伝達サービス利用登録届出書兼約諾書」を郵送により提出を受けた場合は電話又は電子メールにより、Target 保振サイト接続により提出を受けた場合は Target 保振サイト接続書類提出ステータス欄を「受理」とすることで、利用可能となった旨の連絡をそれぞれ行</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(2) 届出情報の変更又は利用登録の廃止手続</p> <p>a 管財人等による手続</p> <p>(a) 届出情報の変更手続</p> <p>管財人等は、(1) aにおいて、機構に届出を行った事項について、変更が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（管財人等用）」を、速やかに、原則として郵送により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 届出情報を変更する旨 ② 発行者の名称 ③ 発行体コード ④ 管財人等の氏名 ⑤ ④の変更後の管財人等の連絡先に関する事項 ⑥ 変更後の業務担当者の氏名 ⑦ ⑥の変更後の業務担当者の連絡先に関する事項 ⑧ その他必要な事項 <p>(b) 利用登録の廃止手続</p> <p>管財人等は、法的整理等の手続が終結した等の理由により、社債情報伝達サービスを利用する見込みがなくなった場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（管財人等用）」を速やかに、原則として郵送により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社債情報伝達サービスの利用を廃止する旨 ② 発行者の名称 ③ 発行体コード 	<p>う。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（管財人等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-3）をいう。</p> <p>※ 利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、提出する。</p> <p>※ ④について、振替外債の場合には、日本国内の代理人の代表者の氏名を記載する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（管財人等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-3）をいう。</p> <p>※ 利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、提出する。</p> <p>※ 管財人等による社債情報伝達サービスの</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>④ その他必要な事項</p> <p>b 社債管理者等による手続</p> <p>(a) 届出情報の変更手続</p> <p>社債管理者等は、(1) bにおいて、機構に届出を行った事項について、変更が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書(社債管理者等用)」を、速やかにTarget 保振サイト接続により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 届出情報を変更する旨</p> <p>② 社債管理者等の名称</p> <p>③ 統一金融機関コード</p>	<p>最終利用日から1年を経過して、利用のない状態が継続した場合には、機構は、当該管財人等の利用登録を予告なく廃止する。</p> <p>※ 会社更生手続から破産手続へ移行する等、別の事件に移行する場合には、会社更生事件としての利用登録に係る廃止手続を行い、改めて、別の事件として、(1) aの利用登録手続を行わなければならない。</p> <p>※ 管財人等を別の管財人等へ変更する場合には、変更前の管財人等が廃止手続を行い、変更後の管財人等が改めて(1) aの利用登録手続を行う。</p> <p>※ 日本国内の代理人を変更する場合には、変更前の代理人が廃止手続を行い、変更後の代理人が改めて(1) aの利用登録手続を行う。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書(社債管理者等用)」は、機構ホームページに掲載の書式(SB_07-4)をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用できない場合は、利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、郵送により提出する。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>④ 変更後の業務責任者の氏名</p> <p>⑤ 変更後の業務責任者の連絡先に関する事項</p> <p>⑥ その他必要な事項</p> <p>(b) 利用登録の廃止手続</p> <p>社債管理者等は、社債情報伝達サービスを利用する見込みがなくなった場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理者等用）」を速やかに Target 保振サイト接続により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 社債情報伝達サービスの利用を廃止する旨</p> <p>② 社債管理者等の名称</p> <p>③ 統一金融機関コード</p> <p>④ その他必要な事項</p> <p>c 社債管理補助者等による手続</p> <p>(a) 届出情報の変更手続</p> <p>社債管理補助者等は、(1) cにおいて、機構に届出を行った事項について、変更が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理補助者等用）」を、速やかに Target 保振サイト接続により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 届出情報を変更する旨</p> <p>② 社債管理補助者等の名称</p> <p>③ 変更後の業務責任者の氏名</p> <p>④ 変更後の業務責任者の連絡先に関する事項</p> <p>⑤ その他必要な事項</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理者等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-4）をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用できない場合は、利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、郵送により提出する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理補助者等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-16）をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用できない場合は、利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、郵送により提出する。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(b) 利用登録の廃止手続</p> <p>社債管理補助者等は、社債情報伝達サービスを利用する見込みがなくなった場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理補助者等用）」を速やかに Target 保振サイト接続により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 社債情報伝達サービスの利用を廃止する旨</p> <p>② 社債管理補助者等の名称</p> <p>③ その他必要な事項</p> <p>d 社債権者補佐人等による手続</p> <p>(a) 届出情報の変更手続</p> <p>社債権者補佐人等は、(1) dにおいて、機構に届出を行った事項について、変更が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債権者補佐人等用）」を、速やかに、原則として郵送により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 届出情報を変更する旨</p> <p>② 発行者の名称</p> <p>③ 発行体コード</p> <p>④ 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>⑤ ④の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>⑥ 社債権者補佐人等の氏名</p> <p>⑦ ⑥の変更後の社債権者補佐人等の連絡先に関する事項</p> <p>⑧ 変更後の業務担当者の氏名</p> <p>⑨ ⑦の変更後の業務担当者の連絡先に関する事項</p> <p>⑩ その他必要な事項</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債管理補助者等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-16）をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用できない場合は、利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、郵送により提出する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債権者補佐人等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-13）をいう。</p> <p>※ 利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、提出する。</p> <p>※ Target 保振サイト接続により提出が可能な社債権者補佐人等は、同サイト接続により提出する。なお、同サイト接続により提出する場合は、押印および印鑑証明書の写しの添付は不要。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(b) 利用登録の廃止手続</p> <p>社債権者補佐人等は、社債の償還までの間に、何らかの理由により社債情報伝達サービスを利用する見込みがなくなった場合には、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用登録内容変更書（社債権者補佐人等用）」を速やかに、原則として郵送により提出し、機構に届け出なければならない。</p> <p>① 社債情報伝達サービスの利用を廃止する旨</p> <p>② 発行者の名称</p> <p>③ 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>④ 社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>⑤ その他必要な事項</p>	<p>※ 利用登録手続時に用いた印を押印のうえ、提出する。</p> <p>※ Target 保振サイト接続により提出が可能な社債権者補佐人等は、同サイト接続により提出する。なお、同サイト接続により提出する場合は、押印および印鑑証明書の写しの添付は不要。</p> <p>※ 機構は、社債権者補佐人等としての利用登録が行われた社債が償還された場合は、当該社債権者補佐人等の利用登録を速やかに廃止する。</p> <p>※ 発行要項の変更等により、社債権者補佐人等を別の社債権者補佐人へ変更する場合には、変更前の社債権者補佐人等が廃止手続を行い、変更後の社債権者補佐人等が改めて（1）d の利用登録手続を行う。</p>
<p>4. 発行者、管財人等、社債管理者等、社債管理補助者等及び社債権者補佐人等による社債情報伝達サービスの利用申請に係る手続</p> <p>(1) 発行者による利用申請手続</p> <p>a 通知情報の公表</p> <p>発行者は、機構に対し、通知の申出を行う場合には、あらかじめ、機構に提出する通知情報が金融商品取引法第 166 条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実（以下単に「重要事実」という。）</p>	<p>※ 当該発行者が上場会社等の子会社又は親会社であり、かつ、上場会社等でない場合に</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>に該当するかどうかについての確認を行い、次の（a）又は（b）の公表を行わなければならない。</p> <p>（a）重要事実である通知情報の公表</p> <p>発行者は、通知情報が重要事実該当する場合には、次に掲げる方法により、当該通知情報を公表しなければならない。</p> <p>① 重要事実を2以上の報道機関に対して公開し、かつ、当該公開から12時間が経過したこと</p> <p>② 重要事実を金融商品取引所に対して通知し、当該金融商品取引所において、一定の方法により、公衆の縦覧に供すること</p> <p>③ 重要事実に関する事項が記載された有価証券報告書、四半期報告書又は臨時報告書等の法定開示書類を公衆の縦覧に供すること</p> <p>（b）重要事実でない通知情報の公表</p> <p>発行者は、通知情報が重要事実該当しない場合には、機構が定める場合を除き、次に掲げる方法により、当該通知情報を公表しなければならない。</p> <p>① 発行者自身のホームページにおける掲載</p> <p>② 会社法第2条第34号に規定する電子公告</p> <p>③ 官報公告</p> <p>④ その他機構が適当と認める方法</p>	<p>において、通知情報が当該発行者の上場会社等である親会社又は子会社の重要事実該当するときは、当該発行者は、通知の申出の前に当該親会社又は子会社が（a）の重要事実である通知情報の公表を行うように調整しなければならない。</p> <p>※ 上記の場合において、当該発行者は、b⑤の通知情報の公表手段について、（a）のいずれかの方法を記載するものとする。</p> <p>※ ②については、TDnet（適時開示情報伝達システム）、③については、EDINET（開示用電子情報処理組織）を指す。</p> <p>※ 機構が定める場合とは、（b）の公表を行うことが困難と機構が認めた場合及びその他機構が適当と認めた場合をいう。</p> <p>※ 社債権者集会の招集に係る付随的な情報（議決権行使書面等）は、公表されていなくとも、当該付随的な情報にリンクする情報（URL等）が記載されたファイルに限り、上記のその他機構が適当と認めた場合として取り扱う。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>b 発行者による通知の申出</p> <p>発行者は、「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」に、次に掲げる事項を記載し、通知情報と併せて、機構へ提出することにより、通知の申出を行わなければならない。機構は、当該利用申請書の提出により、発行者が、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾したものとして取り扱う。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 業務担当者の氏名及び連絡先</p> <p>④ 通知情報の目的</p> <p>⑤ ④の通知情報の公表手段</p> <p>⑥ 通知情報の概要</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-5）をいう。</p> <p>※ 通知情報は PDF、ワード又はエクセルファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ ③の業務担当者は、既に機構に届出が行われている者を記載する。</p> <p>※ ③の業務担当者について、振替外債の発行者の場合には、機構に届出済の代表者代理人を記載する。</p> <p>※ ④について、社債の銘柄が複数であり、通知情報の目的が同一である場合には、1枚の利用申請書に纏めて記載を行うことができる。</p> <p>※ ⑤の公表手段が a（a）①の報道機関への公開である場合には、公開から 12 時間を経過した後でなければ、通知の申出を行うことはできない。なお、当該公開の場合には、報道機関への公開が行われたことを証する証拠を機構に提出しなければならない。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」等の提出方法</p> <p>発行者は、bの通知の申出に際し、次の（a）から（c）に掲げる方法により、「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」及び通知情報を提出する。</p> <p>（a）Target 保振サイト接続による提出</p> <p>Target 保振サイト接続により提出可能な発行者は、同サイト接続により提出するものとする。</p> <p>（b）支払代理人を通じた提出</p> <p>発行者は、支払代理人が合意している場合には、「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」及び通知情報の機構への提出を支払代理人に委託することができる。当該委託を受けた支払代理人は、速やかに、Target 保振サイト接続により提出するものとする。</p> <p>（c）電子メール又は郵送による提出</p> <p>Target 保振サイトを利用することができない発行者であり、かつ、「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」及び通知情報を自身で提出する発行者は、電子メール又は郵送により、提出するものとする。</p> <p>d 機構による通知情報に係る公表の確認</p> <p>機構は、「社債情報伝達サービス利用申請書（発行者用）」に記載された公表手段により、aにおける通知情報の公表が適切に行われているかどうかの確認を行う。</p> <p>e 社債情報伝達サービスの利用に係る手数料の支払手続</p>	<p>※ 支払代理人に提出を委託する場合においても、b③の業務担当者の氏名及び連絡先は、委託元の発行者とする。</p> <p>※ 電子メールによる提出の場合、発行者は、機構に対して事前に電話等で提出先を確認したうえで、事前に機構に届け出ている業務担当者のメールアドレスから提出する。</p> <p>※ 通知情報の公表を確認することができない場合には、機構は、通知の申出を受け付けない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(a) 手数料の請求</p> <p>機構は、発行者から通知の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記載した手数料の支払に関する請求書（以下「請求書」という。）を業務担当者に対し、送付する。</p> <p>① 請求コード（機構が指定するコード）</p> <p>② 請求金額</p> <p>③ 手数料の支払期日</p> <p>④ 手数料の振込先銀行口座</p> <p>⑤ その他必要な事項</p>	<p>※ 業務担当者への請求書の送付は、電子メールにより行う。</p> <p>※ 振替外債の発行者の場合には、代表者代理人に対し、請求書を送付する。</p> <p>※ ③の支払期日は、請求書送付日の5営業日後の日とする。</p>
<p>(b) 手数料の支払</p> <p>発行者は、(a)の請求書に基づき、手数料の支払期日までに、機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。なお、発行者は、手数料の支払が完了した場合には、直ちにその旨を機構に対し、連絡しなければならない。</p>	<p>※ 手数料の振込みに際し、振込人名義欄には振込人名義に加え、(a)①の請求コードを入力する。</p> <p>※ 機構は、手数料の支払を受けて、正式に通知の申出を受理したものとして、取り扱う。</p> <p>※ 発行者は、当該支払期日までに手数料の支払を行うことができなかった場合には、直ちに機構に連絡しなければならない。</p>
<p>(2) 管財人等による利用申請手続</p> <p>a 通知情報の公表の確認</p> <p>管財人等は、機構に対し、通知の申出を行う場合には、発行者が(1) a 「通知情報の公表」において定める方法により、通知情報の公表を行っていることを確認しなければならない。当該通知情報が公表されていない場合には、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことはできない。</p>	<p>※ 機構が認める場合とは、発行者が非上場会社（当該発行者の親会社又は子会社が上場会社等であり、通知情報が当該親会社又は子会</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>b 管財人等による通知の申出</p> <p>管財人等は、「社債情報伝達サービス利用申請書(管財人等用)」に次に掲げる事項を記載し、通知情報と併せて、電子メール又は郵送により、機構に提出し、通知の申出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社債の銘柄に係る ISIN コード ② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称 ③ 管財人等の氏名及び連絡先 ④ 通知情報の目的 ⑤ ④の通知情報の公表手段 ⑥ 通知情報の概要 	<p>社の重要事実該当する場合を除く。)であり、かつ、管財人等自身が(1) a (b)に定める方法により通知情報の公表を行う場合をいう。</p> <p>※ 上記の場合において、(1) a (b)の公表を行うことが困難と機構が認めた場合及びその他機構が適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>※ 社債権者集会の招集に係る付随的な情報(議決権行使書面等)は、公表されていなくとも、当該付随的な情報にリンクする情報(URL等)が記載されたファイルに限り、上記のその他機構が適当と認めた場合として取り扱う。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書(管財人等用)」は、機構ホームページに掲載の書式(SB_07-6)をいう。</p> <p>※ 電子メールによる提出の場合、管財人等は、機構に対して事前に電話等で提出先を確認したうえで、3.(1) aにおいて届け出た管財人等又は業務担当者のメールアドレスから提出する。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>⑦ その他必要な事項</p> <p>c 機構による通知情報に係る公表の確認 機構は、「社債情報伝達サービス利用申請書（管財人等用）」に記載された公表手段により、(1) a における通知情報の公表が適切に行われているかどうかの確認を行う。</p>	<p>※ 振替外債の場合には、日本国内の代理人が手続を行うものとする。</p> <p>※ 通知情報はPDF、ワード又はエクセルファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ ③の管財人等については、3.(1) a において、届け出た管財人等を記載する。</p> <p>※ ④について、社債の銘柄が複数であり、通知情報の目的が同一である場合には、1枚の利用申請書に纏めて記載を行うことができる。</p> <p>※ ⑤の公表手段が(1) a (a) ①の報道機関への公開である場合には、公開から12時間を経過した後でなければ、通知の申出を行うことはできない。なお、当該公開の場合には、報道機関への公開が行われたことを証する証拠を機構に提出しなければならない。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 通知情報の公表を確認することができない場合には、機構は、通知の申出を受け付けない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>d 社債情報伝達サービスの利用に係る手数料の支払手続</p> <p>(a) 手数料の請求</p> <p>機構は、管財人等から通知の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記載した請求書を業務担当者に対し、送付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求コード（機構が指定するコード） ② 請求金額 ③ 手数料の支払期日 ④ 手数料の振込先銀行口座 ⑤ その他必要な事項 <p>(b) 手数料の支払</p> <p>管財人等は、(a) の請求書に基づき、手数料の支払期日までに機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。なお、管財人等は、手数料の支払が完了した場合には、直ちにその旨を機構に対し、連絡しなければならない。</p>	<p>※ 業務担当者への送付手段は、原則として電子メールとする。</p> <p>※ 業務担当者は、3.(1) a 「管財人等の利用登録手続」において届出のあった者とする。</p> <p>※ 振替外債の発行体に係る管財人等については、3.(1) a 「管財人等の利用登録手続」において、届出のあった日本国内の代理人に対し、請求書を送付する。</p> <p>※ ③の支払期日は、請求書送付日の5営業日後の日とする。</p> <p>※ 手数料の振込みに際し、振込人名義欄には振込名義人に加え、(a) ①の請求コードも併せて入力する。</p> <p>※ 機構は、手数料の支払を受けて、正式に通知の申出を受理したのものとして、取り扱う。</p> <p>※ 管財人等は、当該支払期日までに手数料の支払を行うことができなかつた場合には、直ちに機構に連絡しなければならない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(3) 社債管理者等による利用申請手続</p> <p>a 通知情報の公表の確認</p> <p>社債管理者等は、機構に対し、通知の申出を行う場合には、発行者が(1) a 「通知情報の公表」において定める方法により、当該通知情報の公表を行っていることを確認しなければならない。当該通知情報が公表されていない場合には、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことはできない。</p> <p>b 社債管理者等による通知の申出</p> <p>社債管理者等は、「社債情報伝達サービス利用申請書(社債管理者等用)」に次に掲げる事項を記載し、通知情報と併せて、Target 保振サイト接続により、機構に提出し、通知の申出を行う。</p>	<p>※ 機構が認める場合とは、発行者が非上場会社(当該発行者の親会社又は子会社が上場会社等であり、通知情報が当該親会社又は子会社の重要事実該当する場合を除く。)であり、かつ、社債管理者等自身が(1) a (b) に定める方法により通知情報の公表を行う場合をいう。</p> <p>※ 上記の場合において、(1) a (b) の公表を行うことが困難と機構が認めた場合及びその他機構が適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>※ 社債権者集会の招集に係る付随的な情報(議決権行使書面等)は、公表されていなくとも、当該付随的な情報にリンクする情報(URL等)が記載されたファイルに限り、上記のその他機構が適当と認めた場合として取り扱う。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書(社債管理者等用)」は、機構ホームページに掲載</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 業務責任者の氏名及び連絡先</p> <p>④ 通知情報の目的</p> <p>⑤ ④の通知情報の公表手段</p> <p>⑥ 通知情報の概要</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>の書式 (SB_07-7) をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用することができない社債管理者等は、電子メール又は郵送により提出する。</p> <p>※ 電子メールによる提出の場合、社債管理者等は、機構に対して事前に電話等で提出先を確認したうえで、3. (1) bにおいて届け出た業務責任者のメールアドレスから提出する。</p> <p>※ 通知情報は PDF、ワード又はエクセルファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ ③の業務責任者については、3. (1) b 「社債管理者等の利用登録手続」において、届け出た業務責任者を記載する。</p> <p>※ ④について、社債の銘柄が複数であり、通知情報の目的が同一である場合には、1 枚の利用申請書に纏めて記載を行うことができる。</p> <p>※ ⑤の公表手段が a (a) 1 の報道機関への公開である場合には、公開から 12 時間を経過した後でなければ通知の申出を行うことはできない。なお、当該公開の場合には、報道機関への公開が行われたことを証する証拠を機構に提出しなければならない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 機構による通知情報に係る公表の確認</p> <p>機構は、「社債情報伝達サービス利用申請書（社債管理者等用）」に記載された公表手段により、</p> <p>(1) aにおける通知情報の公表が適切に行われているかどうかの確認を行う。</p> <p>d 社債情報伝達サービスの利用に係る手数料の支払手続</p> <p>(a) 手数料の請求</p> <p>機構は、社債管理者等から通知の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記載した請求書を業務責任者に対し、送付する。</p> <p>① 請求コード（機構が指定するコード）</p> <p>② 請求金額</p> <p>③ 手数料の支払期日</p> <p>④ 手数料の振込先銀行口座</p> <p>⑤ その他必要な事項</p> <p>(b) 手数料の支払</p> <p>社債管理者等は、(a)の請求書に基づき、手数料の支払期日までに機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。なお、社債管理者等は、手数料の支払が完了した場合には、直ちにその旨を機構に対し、連絡しなければならない。</p>	<p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 通知情報の公表を確認することができない場合には、機構は、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 業務責任者への請求書の送付は、電子メールにより行う。</p> <p>※ ③の支払期日は、請求書送付日の5営業日後の日とする。</p> <p>※ 手数料の振込みに際し、振込人名義欄には振込名義人に加え、(a)①の請求コードを入力する。</p> <p>※ 機構は、手数料の支払を受けて、正式に通</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(4) 社債管理補助者等による利用申請手続</p> <p>a 通知情報の公表の確認</p> <p>社債管理補助者等は、機構に対し、通知の申出を行う場合には、発行者が(1) a 「通知情報の公表」において定める方法により、当該通知情報の公表を行っていることを確認しなければならない。当該通知情報が公表されていない場合には、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことはできない。</p>	<p>知の申出を受理したものとして、取り扱う。</p> <p>※ 社債管理者等は、当該支払期日までに手数料の支払を行うことができなかった場合には、直ちに機構に連絡しなければならない。</p> <p>※ 機構が認める場合とは、発行者が非上場会社(当該発行者の親会社又は子会社が上場会社等であり、通知情報が当該親会社又は子会社の重要事実該当する場合を除く。)であり、かつ、社債管理補助者等自身が(1) a (b)に定める方法により通知情報の公表を行う場合をいう。</p> <p>※ 上記の場合において、(1) a (b)の公表を行うことが困難と機構が認めた場合及びその他機構が適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>※ 社債権者集会の招集に係る付随的な情報(議決権行使書面等)は、公表されていなくとも、当該付随的な情報にリンクする情報(URL等)が記載されたファイルに限り、上記のその他機構が適当と認めた場合として取り扱う。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>b 社債管理補助者等による通知の申出</p> <p>社債管理補助者等は、「社債情報伝達サービス利用申請書（社債管理補助者等用）」に次に掲げる事項を記載し、通知情報と併せて、Target 保振サイト接続により、機構に提出し、通知の申出を行う。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 業務責任者の氏名及び連絡先</p> <p>④ 通知情報の目的</p> <p>⑤ ④の通知情報の公表手段</p> <p>⑥ 通知情報の概要</p> <p>⑦ その他必要な事項</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書（社債管理補助者等用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-17）をいう。</p> <p>※ Target 保振サイトを利用することができない社債管理補助者等は、電子メール又は郵送により提出する。</p> <p>※ 電子メールによる提出の場合、社債管理補助者等は、機構に対して事前に電話等で提出先を確認したうえで、3.（1）cにおいて届け出た業務責任者のメールアドレスから提出する。</p> <p>※ 通知情報は PDF、ワード又はエクセルファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ ③の業務責任者については、3.（1）c「社債管理補助者等の利用登録手続」において、届け出た業務責任者を記載する。</p> <p>※ ④について、社債の銘柄が複数であり、通知情報の目的が同一である場合には、1枚の利用申請書に纏めて記載を行うことができる。</p> <p>※ ⑤の公表手段が a（a）1 の報道機関への公開である場合には、公開から 12 時間を経</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 機構による通知情報に係る公表の確認</p> <p>機構は、「社債情報伝達サービス利用申請書（社債管理補助者等用）」に記載された公表手段により、(1) a における通知情報の公表が適切に行われているかどうかの確認を行う。</p> <p>d 社債情報伝達サービスの利用に係る手数料の支払手続</p> <p>(a) 手数料の請求</p> <p>機構は、社債管理補助者等から通知の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記載した請求書を業務責任者に対し、送付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求コード（機構が指定するコード） ② 請求金額 ③ 手数料の支払期日 ④ 手数料の振込先銀行口座 ⑤ その他必要な事項 <p>(b) 手数料の支払</p>	<p>過した後でなければ通知の申出を行うことはできない。なお、当該公開の場合には、報道機関への公開が行われたことを証する証拠を機構に提出しなければならない。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 通知情報の公表を確認することができない場合には、機構は、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 業務責任者への請求書の送付は、電子メールにより行う。</p> <p>※ ③の支払期日は、請求書送付日の5営業日後の日とする。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>社債管理補助者等は、(a)の請求書に基づき、手数料の支払期日までに機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。なお、社債管理補助者等は、手数料の支払が完了した場合には、直ちにその旨を機構に対し、連絡しなければならない。</p>	<p>※ 手数料の振込みに際し、振込人名義欄には振込名義人に加え、(a)①の請求コードを入力する。</p> <p>※ 機構は、手数料の支払を受けて、正式に通知の申出を受理したのものとして、取り扱う。</p> <p>※ 社債管理補助者等は、当該支払期日までに手数料の支払を行うことができなかった場合には、直ちに機構に連絡しなければならない。</p>
<p>(5) 社債権者補佐人等による利用申請手続</p> <p>a 通知情報の公表の確認</p> <p>社債権者補佐人等は、機構に対し、通知の申出を行う場合には、発行者が(1) a 「通知情報の公表」において定める方法により、通知情報の公表を行っていることを確認しなければならない。当該通知情報が公表されていない場合には、機構が認める場合を除き、通知の申出を行うことはできない。</p>	<p>※ 機構が認める場合とは、発行者が非上場会社(当該発行者の親会社又は子会社が上場会社等であり、通知情報が当該親会社又は子会社の重要事実該当する場合を除く。)であり、かつ、社債権者補佐人等自身が(1) a (b)に定める方法により通知情報の公表を行う場合をいう。</p> <p>※ 上記の場合において、(1) a (b)の公表を行うことが困難と機構が認めた場合及びその他機構が適当と認めた場合はこの限りでない。</p> <p>※ 社債権者集会の招集に係る付随的な情報</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>b 社債権者補佐人等による通知の申出</p> <p>社債権者補佐人等は、「社債情報伝達サービス利用申請書(社債権者補佐人等用)」に次に掲げる事項を記載し、通知情報と併せて、電子メール又は郵送により、機構に提出し、通知の申出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社債の銘柄に係る ISIN コード ② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称 ③ 社債権者補佐人等の氏名及び連絡先 ④ 通知情報の目的 ⑤ ④の通知情報の公表手段 ⑥ 通知情報の概要 ⑦ その他必要な事項 	<p>(議決権行使書面等) は、公表されていなくとも、当該付随的な情報にリンクする情報 (URL 等) が記載されたファイルに限り、上記のその他機構が適当と認めた場合として取り扱う。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書(社債権者補佐人等用)」は、機構ホームページに掲載の書式 (SB_07-14) をいう。</p> <p>※ 電子メールによる提出の場合、社債権者補佐人等は、機構に対して事前に電話等で提出先を確認したうえで、3.(1) dにおいて届け出た社債権者補佐人等又は業務担当者のメールアドレスから提出する。</p> <p>※ Target 保振サイト接続により提出が可能な社債権者補佐人等の場合には、同サイト接続により提出する。</p> <p>※ 通知情報は PDF、ワード又はエクセルファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ ③の社債権者補佐人等については、3.(1) dにおいて、届け出た社債権者補佐人等を記載する。</p> <p>※ ④について、発行者が同一であって、通知</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 機構による通知情報に係る公表の確認</p> <p>機構は、「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者補佐人等用）」に記載された公表手段により、(1) a における通知情報の公表が適切に行われているかどうかの確認を行う。</p> <p>d 社債情報伝達サービスの利用に係る手数料の支払手続</p> <p>(a) 手数料の請求</p> <p>機構は、社債権者補佐人等から通知の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記載した請求書を業務担当者に対し、送付する。</p> <p>① 請求コード（機構が指定するコード）</p> <p>② 請求金額</p>	<p>情報の目的が同一である場合には、複数の社債の銘柄について1枚の利用申請書に纏めて記載を行うことができる。</p> <p>※ ⑤の公表手段が(1) a (a) ①の報道機関への公開である場合には、公開から12時間を経過した後でなければ、通知の申出を行うことはできない。なお、当該公開の場合には、報道機関への公開が行われたことを証する証跡を機構に提出しなければならない。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 通知情報の公表を確認することができない場合には、機構は、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 業務担当者への送付手段は、原則として電子メールとする。</p> <p>※ 業務担当者は、3.(1) d 「社債権者補佐人等の利用登録手続」において届出のあつ</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>③ 手数料の支払期日</p> <p>④ 手数料の振込先銀行口座</p> <p>⑤ その他必要な事項</p> <p>(b) 手数料の支払</p> <p>社債権者補佐人等は、(a)の請求書に基づき、手数料の支払期日までに機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。なお、社債権者補佐人等は、手数料の支払が完了した場合には、直ちにその旨を機構に対し、連絡しなければならない。</p>	<p>た者とする。</p> <p>※ ③の支払期日は、請求書送付日の5営業日後の日とする。</p>
<p>5. 社債権者による社債情報伝達サービスの利用申請手続</p> <p>(1) 社債の銘柄に係る発行残高の10分の1以上の残高を単独で保有する社債権者による手続</p> <p>a 通知の申出の取次ぎの請求</p> <p>社債の銘柄に係る発行残高の10分の1以上の残高を保有する社債権者が、通知の申出を行う場合には、当該社債権者の直近上位機関（以下「申出受付機関」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した申出受付機関所定の「社債情報伝達サービス利用申出書」を通知情報と併せて、提出する方法により、機構に対する通知の申出の取次ぎの請求を行わなければならない。</p> <p>① 社債権者の氏名又は名称</p> <p>② 社債権者の住所</p>	<p>※ 手数料の振込みに際し、振込人名義欄には振込名義人に加え、(a)①の請求コードも併せて入力する。</p> <p>※ 機構は、手数料の支払を受けて、正式に通知の申出を受理したのものとして、取り扱う。</p> <p>※ 社債権者補佐人等は、当該支払期日までに手数料の支払を行うことができなかった場合には、直ちに機構に連絡しなければならない。</p> <p>※ 社債権者が複数の口座管理機関に残高を保有している場合における通知の申出の取次ぎの請求は、(2)「他の社債権者と共同して社債の銘柄に係る発行残高の10分の1以上の残高となる場合の手続」に準じて行うものとする。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ③ 社債の銘柄に係る ISIN コード ④ ③の社債の銘柄に係る銘柄名称 ⑤ 通知情報の目的 ⑥ 単独利用である旨 ⑦ その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 社債権者は、別途、申出受付機関に対し、機構が定める手数料を支払わなければならない。当該手数料の詳細については、社債に係る必要な情報の通知に関する規則の別表を参照。 ※ 機構加入者自身が社債権者として、単独で通知の申出を行う場合には、機構ホームページに掲載の「社債情報伝達サービス利用申請書（機構加入者用）」（SB_07-8）に③から⑦の項目及び社債の銘柄に係る残高の記録先口座区分を記載し、機構に対し、Target 保振サイト接続により提出する。この場合において、機構は、当該利用申請書の提出により、機構加入者が、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾したものと取り扱う。
<p>b 申出受付機関による「社債情報伝達サービス利用申出受付済通知書」の交付</p> <p>a において、社債権者から通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた申出受付機関は、本人確認を適切に行った上で、当該請求を行った社債権者に対し、次に掲げる事項を記載した申出受付機関所定の「社債情報伝達サービス利用申出受付済通知書」を交付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社債の銘柄に係る ISIN コード ② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称 ③ 通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた日（以下「請求受付日」という。） 	<ul style="list-style-type: none"> ※ ④の残高基準日は、請求受付日の属する週の金曜日とする。ただし、請求受付日が木曜日以降である場合には、翌週の金曜日を残高基準日とする。なお、金曜日が休業日である場合には、翌営業日に繰り下げる。 ※ 機構は、機構加入者自身が社債権者として

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>④ 申出受付機関における社債権者の保有する社債の銘柄に係る残高を確認する日（以下「残高基準日」という。）</p> <p>c 申出受付機関による通知の申出の取次ぎ</p> <p>申出受付機関は、aにおいて、社債権者による通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた場合には、機構に対し、Target 保振サイト接続により、残高基準日の翌営業日に、次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者用）」及び通知情報を提出することにより、通知の申出の取次ぎを行わなければならない。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 通知情報の目的</p> <p>④ 請求受付日</p> <p>⑤ 残高基準日</p> <p>⑥ ⑤の業務終了時点における社債の銘柄に係る残高</p> <p>⑦ 申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者</p> <p>⑧ その他必要な事項</p>	<p>通知の申出を行った場合には、①から④の事項を記載した「社債情報伝達サービス連絡票」を Target 保振サイト接続の個社別通知により交付する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-10）をいう。</p> <p>※ 通知情報は PDF ファイルにより、提出するものとする。</p> <p>※ 申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対し、通知の申出の取次ぎを委託しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 間接口座管理機関である申出受付機関（外国間接口座管理機関を除く。）は、上位機関である機構加入者が同意している場合には、当該機構加入者の代理で、機構に対し、直接、通知の申出の取次ぎを行うことができる。この場合において、当該申出受付機関が Target 保振サイトを利用することができない場合には、電子メールで「社債情報伝達サ</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>d 手数料の支払</p> <p>申出受付機関（当該申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である機構加入者）は、機構による必要な情報の通知日の属する月の翌月末までに、機構の指定する銀行口座に振り込む方法により、手数料を支払わなければならない。</p> <p>(2) 他の社債権者と共同して社債の銘柄に係る発行残高の10分の1以上の残高となる場合の手続</p> <p>a 代表者による通知の申出</p> <p>単独では社債の銘柄に係る発行残高の10分の1以上の残高を保有しておらず、他の社債権者と共同して、通知の申出を行おうとする社債権者は、共同する者の中から1名を代表者として選任し、当該代表者が、申出受付機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出受付機関所定の「社債情報伝達サービス利用申出書」を通知情報と併せて、提出する方法により、機構に対する通知の申出の取次ぎの請求を行わなければならない。</p> <p>① 社債権者の氏名又は名称</p>	<p>サービス利用申請書（社債権者用）」等を提出する。</p> <p>なお、この場合には、①から⑧に掲げる事項を当該機構加入者に別途、通知しなければならない。</p> <p>※ 必要な情報の通知日とは、6.(2)「社債権者の通知の申出に基づく必要な情報の通知」において、機構がTarget保振サイトに必要な情報を掲載した日をいう。</p> <p>※ 機構は、申出受付機関に対し、月初に他の手数料とは別に請求書を送付する。</p> <p>※ 当該手数料の振込先銀行口座は、他の手数料とは別の銀行口座とする。</p> <p>※ 機構加入者自身が社債権者として、他の社債権者と共同して、通知の申出を行う場合であって、代表者として、通知の申出を行うときは、機構ホームページに掲載の「社債情報伝達サービス利用申請書（機構加入者用）」(SB_07-8)に③から⑧の事項及び社債の銘</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ② 社債権者の住所 ③ 社債の銘柄に係る ISIN コード ④ ③の社債の銘柄に係る銘柄名称 ⑤ 通知情報の目的 ⑥ 共同利用である旨 ⑦ 残高報告依頼書の総数 ⑧ その他必要な事項 <p>b 申出受付機関による「社債情報伝達サービス利用申出受付済通知書」の交付</p> <p style="padding-left: 20px;">a において、代表者である社債権者（以下「代表者」という。）から通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた申出受付機関は、本人確認を適切に行ったうえで、当該請求を行った代表者に対し、次に掲げる事項を記載した申出受付機関所定の「社債情報伝達サービス利用申出受付済通知書」を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 社債の銘柄に係る ISIN コード ② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称 ③ 請求受付日 ④ 受付番号 ⑤ 残高基準日 	<p>柄に係る残高の記録先口座区分を記載し、Target 保振サイト接続により提出する。この場合において、機構は、当該利用申請書の提出により、機構加入者が、機構が定める社債に係る必要な情報の通知に関する規則等に従うことについて、約諾したものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構は、機構加入者自身が代表者として、通知の申出を行った場合には、①から⑤の事項を記載した「社債情報伝達サービス連絡票」を Target 保振サイト接続の個社別通知により通知する。</p> <p>※ ④の受付番号は申出受付機関が決定するものとする。</p> <p>※ ④の受付番号は、請求受付日 (yyyymmdd)、機構加入者コード（5桁）及び連番（2桁）から構成するものとする。</p> <p>※ ⑤の残高基準日は、請求受付日の属する週の翌週の金曜日とする。ただし、請求受付日が木曜日以降である場合には、翌々週の金曜日を残高基準日とする。なお、金曜日が休業日である場合には、翌営業日に繰り下げる。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」の提出</p> <p>bにおいて、申出受付機関から「社債情報伝達サービス利用申出受付済通知書」の交付を受けた代表者は、速やかに、共同する他の社債権者（以下「共同者」という。）に対して、受付番号及び残高基準日を連絡しなければならない。</p> <p>当該連絡を受けた共同者は、速やかに、当該共同者の直近上位機関（以下「残高報告機関」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した残高報告機関所定の「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」を提出する方法により、機構に対する社債の銘柄に係る残高の報告（以下「残高報告」という。）を依頼しなければならない。</p> <p>① 共同者の氏名又は名称 ② 共同者の住所 ③ 社債の銘柄に係る ISIN コード ④ ③の社債の銘柄に係る銘柄名称 ⑤ 受付番号 ⑥ 残高基準日 ⑦ その他必要な事項</p> <p>d 申出受付機関による通知の申出の取次ぎ</p> <p>申出受付機関は、aにおいて、社債権者による通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた場合には、機構に対し、Target 保振サイト接続により、残高基準日の翌営業日に次に掲げる事項を記載した「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者用）」及び通知情報を提出することにより、通知の申出の取次ぎを行わなければならない。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p>	<p>※ 複数の口座管理機関に残高を保有している単独の社債権者であり、その残高の合計が発行残高の10分の1以上となる場合には、それぞれの残高報告機関に対し、残高報告の依頼を行う。</p> <p>※ 複数の口座管理機関に残高を保有している共同者は、それぞれの残高報告機関に対し、残高報告の依頼を行う。</p> <p>※ 機構加入者が共同者である場合には、機構ホームページに掲載の「社債情報伝達サービス残高確認依頼書（機構加入者用）」（SB_07-9）に③から⑥の項目及び社債の銘柄に係る残高の記録先区分口座を記載し、機構に対し、Target 保振サイト接続により提出する。</p> <p>※ 「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-10）をいう。</p> <p>※ 申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関へ通知の申出の取次</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 通知情報の目的</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 残高報告依頼書の総数</p> <p>⑥ 請求受付日</p> <p>⑦ 残高基準日</p> <p>⑧ ⑦の業務終了時点における社債の銘柄に係る残高</p> <p>⑨ 申出受付機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者</p> <p>⑩ その他必要な事項</p>	<p>ぎを委託しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 間接口座管理機関である申出受付機関（外国間接口座管理機関を除く。）は、上位機関である機構加入者が同意している場合には、当該機構加入者の代理で、機構に対し、直接、通知の申出の取次ぎを行うことができる。この場合において、当該申出受付機関が Target 保振サイトを利用することができないときは、電子メールで「社債情報伝達サービス利用申請書（社債権者用）」等を提出する。この場合には、①から⑩に掲げる事項を当該機構加入者に別途、通知しなければならない。</p>
<p>e 残高報告機関による残高報告</p> <p>残高報告機関は、cにおいて、共同者から機構への残高報告の依頼を受け付けた場合には、共同者から提出された「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」を残高報告機関単位で取り纏めのうえ、機構に対し、Target 保振サイト接続により、残高報告の通知期限日（残高基準日の翌営業日から起算し、3営業日後の日をいう。以下同じ。）までに「社債情報伝達サービス残高報告書（社債権者用）」を提出することにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p>	<p>※ 「社債情報伝達サービス残高報告書（社債権者用）」は、機構ホームページに掲載の書式（SB_07-11）をいう。</p> <p>※ 残高報告機関は、残高基準日に残高がゼロである場合においても、残高報告の依頼時に共同者が残高を保有していたときは、残高報告を行わなければならない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>③ 受付番号</p> <p>④ 残高報告依頼書の総数</p> <p>⑤ 残高基準日</p> <p>⑥ ④の依頼書に係る残高合計</p> <p>⑦ 残高報告機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者</p> <p>⑧ その他必要な事項</p>	<p>※ 残高報告機関が間接口座管理機関である場合には、直近上位機関に対し、残高報告の取次ぎを委託しなければならない。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 間接口座管理機関である残高報告機関（外国間接口座管理機関を除く。）は、上位機関である機構加入者が同意している場合には、当該機構加入者の代理で、機構に対し、直接、残高報告を行うことができる。この場合において、当該残高報告機関が直接、機構に対し、残高報告を行う場合において、Target 保振サイトを利用することができないときは、電子メールによる提出も可能とする。</p> <p>※ 機構は、6.（2）d「報告された社債権者の残高が社債の銘柄に係る発行残高を超過する場合の取扱い」に記載する事態が発生した場合には、上位機関である機構加入者に対して通知を行う。このため、間接口座管理機関は、機構加入者を通さず、直接、「社債情報伝達サービス残高報告書（社債権者用）」を機構に提出したときは、必ず残高報告を行った旨を当該機構加入者に連絡しなければならない。</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>f 手数料の支払 手数料の支払については、(1) d の取扱いに準じる。</p> <p>6. 機構による機構加入者への必要な情報の通知手続</p> <p>(1) 発行者等の通知の申出に基づく必要な情報の通知</p> <p>機構は、発行者等（発行者、管財人等、社債管理者等、社債管理補助者等、及び社債権者補佐人等の総称をいう。）から手数料の支払を受けたことを確認した場合には、原則として当該確認日の翌営業日に、Target 保振サイトに通知情報を掲載することにより、必要な情報を機構加入者に通知する。</p> <p>(2) 社債権者の通知の申出に基づく必要な情報の通知</p> <p>a 単独の社債権者による通知の申出の場合</p> <p>機構は、単独の社債権者による通知の申出の取次ぎを申出受付機関から受けた場合には、その翌営業日に、社債の銘柄に係る発行残高の 10 分の 1 以上を保有する社債権者であること等の確認を行い、原則として当該確認日の翌営業日に、Target 保振サイトに通知情報を掲載することにより、必要な情報を機構加入者に通知する。</p>	<p>※ ④について、残高報告機関単位で受け付けた「社債情報伝達サービス残高報告依頼書」を取り纏め、依頼書の総数を記載する。</p> <p>※ ⑥について、取り纏めた残高報告依頼書の残高を、合算した値を記載する。</p> <p>※ 発行者等は機構加入者への必要な情報の通知後に、通知の申出の取消しは、行うことができない。</p> <p>※ 必要な情報は、間接口座管理機関（Target 保振サイトを利用することができる者に限る。）にも通知する。</p> <p>※ 社債の銘柄に係る発行残高は、確認日の前営業日の業務終了時点の発行残高とする。</p> <p>※ 社債権者は機構加入者への必要な情報の通知後に、通知の申出の取消しは、行うこと</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>b 複数の社債権者の共同による通知の申出の取次ぎの請求の場合</p> <p>機構は、複数の社債権者の共同による通知の申出の取次ぎを申出受付機関から受けた場合には、残高報告機関による残高報告の通知期限日の翌営業日に、社債の銘柄、受付番号及び残高基準日が同一の通知の申出及び残高報告を取り纏め、社債の銘柄に係る残高を合算し、合計残高が社債の銘柄に係る発行残高の 10 分の 1 以上であること等の確認を行い、原則として当該確認日の翌営業日に、Target 保振サイトに通知情報を掲載することにより、必要な情報を機構加入者に通知する。</p>	<p>ができない。</p> <p>※ 必要な情報は、間接口座管理機関（Target 保振サイトを利用することができる者に限る。）にも通知する。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 社債の銘柄に係る合計残高は、通知期限日の業務終了時点の発行残高とする。</p> <p>※ 社債権者は機構加入者への必要な情報の通知後に、通知の申出の取消しは、行うことができない。</p> <p>※ 機構は、残高報告の通知期限日の業務終了時点の残高により、残高の確認を行う。</p> <p>※ 通知期限日までに、すべての残高報告が行われなかった場合には、機構は、通知期限日までに通知された残高報告により、確認を行う。</p> <p>※ 必要な情報は、間接口座管理機関（Target 保振サイトを利用することができる者に限る。）にも通知する。</p> <p>※ 機構は、通知情報について、必要な情報の</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>c 報告された社債権者の残高が社債の銘柄に係る発行残高の10分の1に満たない場合の取扱い</p> <p>機構は、a 又は b において、申出受付機関及び残高報告機関から報告された残高と社債の銘柄に係る発行残高を確認した結果、当該残高が社債の銘柄に係る発行残高の10分の1に満たなかった場合には、通知の申出を不受理とし、当該確認日に、Target 保振サイトの個社別通知により、「社債情報伝達サービス連絡票」を交付し、次に掲げる事項を申出受付機関に通知する。</p> <p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード</p> <p>② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称</p> <p>③ 受付番号</p> <p>④ 残高基準日</p> <p>⑤ 残高確認日（c において、機構が残高確認を行った日をいう。）</p> <p>⑥ 不受理の旨</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>d 報告された社債権者の残高が社債の銘柄に係る発行残高を超過する場合の取扱い</p> <p>機構は、a 又は b において、申出受付機関及び残高報告機関から報告された残高と社債の銘柄に係る発行残高を確認した結果、当該残高が社債の銘柄に係る発行残高を超過することが確認された場合には、当該確認日に、「社債情報伝達サービス連絡票」を Target 保振サイト接続の「ほふりからの連絡」又は「個社別通知」への掲載することにより、次に掲げる事項を申出受付機関及び残高報告機関に通知し、残高の再確認を依頼する。</p> <p>当該連絡票を受領した申出受付機関及び残高報告機関は、速やかに、残高を再確認し、結果を報告しなければならない。</p>	<p>通知を行うことが不相当と認めた場合には、通知の申出を受け付けない。</p> <p>※ 残高報告機関には不受理の連絡は行わない。</p> <p>※ 不受理の連絡を受けた申出受付機関は代表者に対し、その旨を通知する。</p> <p>※ 不受理となった場合には、機構は、手数料を徴収しない。</p> <p>※ ③については共同利用であった場合のみ記載する。</p> <p>※ 機構は申出受付機関及び残高報告機関が10社以上の場合には「ほふりからの連絡」を使用する。</p> <p>※ 5.(2) e 「残高報告機関による残高報告」において、残高報告機関が Target 保振サイトを利用することができない間接口座管理機関であり、かつ、直接、機構に対し、</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>① 社債の銘柄に係る ISIN コード ② ①の社債の銘柄に係る銘柄名称 ③ 受付番号 ④ 残高基準日 ⑤ 残高の再確認が必要な旨 ⑥ その他必要な事項</p>	<p>残高報告を行った場合においても、機構は上位機関である機構加入者に対して当該連絡票を通知するものとし、当該間接口座管理機関には通知しない。このため、当該連絡票を受領した機構加入者は、速やかに間接口座管理機関に当該連絡票の内容を通知するものとする。</p> <p>※ ③については共同利用であった場合のみ記載する。</p>
<p>7. 必要な情報の通知を受けた機構加入者及び間接口座管理機関の手続</p> <p>(1) 機構加入者が通知を受けた場合の取扱い</p> <p>機構から必要な情報の通知を受けた機構加入者（直接口座管理機関である場合に限る。）は、通知情報の内容を確認し、直近下位機関及び社債権者に必要な情報を通知するものとする。</p>	<p>※ 機構は、6.（1）「発行者等の通知の申出に基づく必要な情報の通知」及び6.（2）「社債権者の通知の申出に基づく必要な情報の通知」において、直接口座管理機関でない機構加入者に対しても、必要な情報を通知する。</p> <p>※ 機構は、必要な情報を間接口座管理機関に対しても通知するが、Target 保振サイトを利用することができる間接口座管理機関に限られる。そのため、機構による間接口座管理機関への通知により、下位機関への通知を</p>

第7章 社債情報伝達サービスに係る手続

内 容	備 考
<p>(2) 間接口座管理機関が通知を受けた場合の取扱い</p> <p>機構又は機構加入者から必要な情報の通知を受けた間接口座管理機関は、通知情報の内容を確認し、直近下位機関及び社債権者に必要な情報を通知するものとする。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。</p>	<p>省略する機構加入者は、事前に下位機関である間接口座管理機関に通知が必要かどうか確認する必要がある。</p> <p>※ 社債権者への必要な情報の通知は、Target保振サイトに必要な情報が掲載されてから5営業日以内に行うことを目安とするものとする。</p> <p>※ 社債権者への必要な情報の通知は、直近上位機関から必要な情報の通知を受けてから5営業日以内に行うことを目安とするものとする。</p>

以 上

